

第1条 獨協大学図書館における図書館資料の複製に関する内規第4条及び獨協大学図書館における国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」利用に関する取扱要領第7条に規定する複製料金は、次のとおりとする。

- (1) 電子複写機（白黒）による図書館資料の複製は一枚につき
A3判、A4判及びB4判 10円
- (2) 電子複写機（カラー）による図書館資料の複製は一枚につき
ア 単色 A3判、A4判及びB4判 20円
イ カラー A3判、A4判及びB4判 40円
- (3) マイクロリーダープリンターによる図書館資料の複製は一枚につき
A3判、A4判、B4判及びB5判 10円
- (4) 他の大学図書館等学外諸機関の依頼による図書館資料の複製は一枚につき
ア 白黒 A3判、A4判及びB4判 50円
- (5) プリンターによる図書館資料の複製は一枚につき
ア 白黒 A3判、A4判及びB4判 10円
イ カラー A3判、A4判及びB4判 40円

第2条 この基準の改廃は、図書館運営委員会の審議を経て図書館長が行う。

附 則（平成19年内規等第22号）

- 1 この基準は、平成19年9月18日から施行する。
- 2 獨協大学図書館複写料金細則（昭和44年8月25日施行）は、これを廃止する。

附 則（平成27年内規等第3号）

- 3 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（2023年内規等第6号）

この基準は、2023年4月1日から施行する。